



災害発生

後

主な支援制度の概要 まちの復興

Point 7 災害弔慰金※

7

【対象】災害によって亡くなられた方（死亡と推定される方を含む）の家族
【金額】500万円（生計維持者）／250万円（その他の方）

Point 8 被災者生活再建支援金※

8

【対象】災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯
【金額】最大300万円（全壊で建設・購入の場合。金額は被害状況、再建内容で異なります）



Point 9 災害援護資金の貸付※

9

【対象】災害救助法が適用となった地域で被害を受けた世帯
【金額】最大350万円（滅失・消失の場合。金額は被害状況などで異なります）



Point 10 復興まちづくりに参画しよう

10

- 災害による被害を繰り返さない安全なまちをつくるために、積極的に復興まちづくりに参画しましょう



※…担当は福祉管理課。
上記以外にも、様々な支援制度があります。また支援内容の詳細は関連の法律に基づきますが、災害によって変更される可能性があります。

令和7年3月
発行 足立区



編集 足立区 都市建設部 都市建設課
電話：03-3880-5280
足立区中央本町一丁目17番1号

大災害の前と後

復

興



にも備える。

生活再建ガイドブック

大災害が起きる前に知ってほしい10のポイント



足立区 都市建設部 都市建設課
令和7年3月発行

大災害の前後それぞれ必要になる「復興」の知識をまとめました。
防災・減災だけでなく、復興にも備えましょう。

詳しくは足立区公式ホームページへ



都市復興

検索

災害
発生

前

事前復興

Point 1 災害保険に加入する

1



- 行政の支援金等だけでは住宅の再建費用は足りない可能性があり、それらに備えるには保険加入が有効です。
- 通常の火災保険では、建物・家財の火災による損害等を補償していますが、地震などの自然災害を原因とする火災および倒壊等に備えるためには、地震保険への加入が必要です。
- 地震保険の対象は建物と家財で、それぞれに加入する必要があります。
- 保険で補償される範囲を各自確認して、保険に加入しましょう。

Point 2 災害に強い住宅の確保

2

- 家具の転倒防止
- 住宅の耐震化
- 安全な住宅に建替え

Point 3 財産の整理

3

- 土地や建物の確認
(相続、土地境界確認など)
- 老朽化した空家の解体
※火災の延焼の軽減につなげることができます。

Point 4 地域活動の促進

4

- 若い人など多様な人々の参加
- 防災訓練・勉強会の実施
- 事前復興に関する情報共有、話し合い
- 区民主体の復興まちづくり訓練の実施



事前復興まちづくりに参画しましょう！

- 早期復興の鍵は事前の準備です
- 地域であらかじめ災害後のまちづくりの目標や方針を話し合っておくと、いざという時も慌てずにスムーズに復興が進みます
- 日頃から積極的に地域のまちづくりに関わっていきましょう

災害
発生

後

住まいの復興

Point 5 片づけ、修理、その前に。 ゼッタイ写真を撮る！

- 被災した家屋の外観や中の様子、個別の被害箇所の写真を撮っておくことで、り災証明書の取得や、保険会社に請求する際などに役立ちます。

- 写真の撮り方の主なポイント
 - ・ 外観はカメラ・スマホなどなるべく4方向から撮る
 - ・ 浸水した場合は浸水の深さも分かるように撮る
 - ・ 被災した部屋ごとに全景と被害箇所(住宅設備なども含む)の「寄り」を撮る
 - ・ 家電や自動車、物置などの被害状況も撮っておく

被災した証拠



出典：内閣府大臣官房政府広報室 政府広報オンライン

Point 6 2つの建物調査、 どちらも大切！



① り災証明書 (住家被害認定調査)

- 被災者(区民)からの申請をもとに、区が住家の被害認定調査を行い、発行します。
- り災証明書は、災害による住宅の被害の程度等を証明する書類で、被災者生活再建支援制度のほか、税金の減免、各種融資などの申請に必要です。

支援制度は裏面をご覧ください

問い合わせ先：各区民事務所

② 応急危険度判定調査

- 発災直後に「余震などが発生しても継続使用可能かどうか」と「二次災害の被害が起きる危険性」を3段階で判定します



赤色 (A3版)

黄色 (A3版)

緑色 (A3版)